

統計史料でみる昭和・平成期【その3】 十令和期

奥積 雅彦（総務省統計研究研修所教官）

平成7年～

	組織・統計調査その他の統計事業	関連事項
平成7年(1995)	1月 単身世帯収支調査開始 3月 統計審議会「統計行政の新中・長期構想」答申 10月 平成7年国勢調査実施 平成7年国勢調査のポスター	1月 阪神淡路大震災発生
平成9年	 <p>【写真】：総務省統計局HP（国勢調査のあゆみ）</p>	2月 「申請負担軽減対策」（閣議決定）※公表の早期化など 4月 消費税率5%に
平成10年		5月 「地方分権推進計画」（閣議決定） 平成7年国勢調査の記念切手（筆者所蔵）
		
平成11年		4月 「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（閣議決定）※統計審議会は、法施行型審議会として存続 4月 「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」（閣議決定）※民間委託の推進など 7月 地方分権一括法成立※機関委任事務の廃止
平成12年	4月 地方分権一括法の施行に伴い統計法施行令等で法定受託事務を規定 10月 平成12年国勢調査実施 平成12年国勢調査のポスター	
	 <p>【写真】：総務省統計局HP（国勢調査のあゆみ）</p>	

	組織・統計調査その他の統計事業	関連事項
平成 13 年	1 月 総務省発足に伴い総務庁統計局は総務省統計局に	1 月 中央省庁再編 4 月 情報公開法施行
平成 15 年	4 月 独立行政法人統計センター発足 4 月 「統計行政の新たな展開方向」 (各府省統計主管部局長等会議申合せ)	5 月 個人情報保護法施行 5 月 行政機関個人情報保護法公布
平成 16 年		6 月 骨太の方針 2004 11 月 経済社会統計整備推進委員会設置 11 月 統計法制度に関する研究会設置
平成 17 年	10 月 平成 17 年国勢調査実施 平成 17 年国勢調査のポスター	4 月 行政機関個人情報保護法施行 6 月 「政府統計の構造改革に向けて」(H17.6.10 経済社会統計整備推進委員会(内閣府)) 6 月 骨太の方針 2005 9 月 統計制度改革検討委員会発足
平成 18 年	 【写真】: 総務省統計局HP(国勢調査のあゆみ)	6 月 「統計制度改革検討委員会報告」(統計制度改革検討委員会(内閣府)) 6 月 「統計法制度に関する研究会報告書」(統計法制度に関する研究会) 7 月 骨太の方針 2006 7 月 公共サービス改革法施行
平成 19 年	5 月 新統計法公布(60年振りの全面改正)	10 月 新統計法の制定に伴い内閣府に統計委員会設置(基本的政策型審議会)

○新統計法

3 平成 19 年 5 月 23 日 水曜日 官 報 第 4588 号

法 律

統計法をここに公布する。
御 名 御 璽
平成十九年五月二十三日
内閣総理大臣 安倍 晋三
法律第五十二号
統計法(昭和二十二年法律第十八号)の全部を改正する。

目次
第一章 総則(第一条 第四条)
第二章 公的統計の作成
第一節 統計調査(第五条 第八条)
第二款 基幹統計調査(第九条 第十八条 第三十条)
第三款 一般統計調査(第十九条 第二十条 第二十一条)
第三款 地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査(第二十四条 第二十五条)
第三節 雑則(第二十六条 第三十一条)
第三章 調査票情報等の利用及び提供(第三十二条 第三十八条)
第四章 調査票情報等の保護(第三十九条 第四十二条)
第五章 調査票情報等の保護(第三十九条 第四十二条)
第六章 統計委員会(第四十四条 第五十一条)
第七章 雑則(第五十二条 第五十六条)
第七章 罰則(第五十七条 第六十二条)
附則
第一章 総則

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

【画像】: 国立印刷局HP

【一ロメモ】

・新統計法では、オーダーメイド集計サービス、匿名データの提供に係る規定も創設


平成 22 年国勢調査のポスター



【写真】: 総務省統計局HP(国勢調査のあゆみ)

【一ロメモ】

・平成 22 年国勢調査の集計に際し、大型コンピュータからオープンシステムに移行

平成 21 年	3 月 公的統計の整備に関する基本的な計画(第 I 期)(閣議決定) 7 月 平成 21 年経済センサス-基礎調査実施		
平成 22 年	10 月 平成 22 年国勢調査実施		
平成 23 年		3 月 東日本大震災	統一ロゴタイプ
平成 24 年	2 月 平成 24 年経済センサス-活動調査実施	4 月 政府統計の統一ロゴタイプ制定	 政府統計

	組織・統計調査その他の統計事業	関連事項
平成 26 年	3月 公的統計の整備に関する基本的な計画(第Ⅱ期)(閣議決定) 7月 平成26年経済センサス-基礎調査実施	4月 消費税率 8%に
平成 27 年	10月 平成27年国勢調査実施 平成27年国勢調査のポスター	【一口メモ】 ・平成27年国勢調査においてオンライン調査の全国展開
	 <p>【写真】：総務省統計局HP（国勢調査のあゆみ）</p>	
平成 28 年		4月 統計委員会、総務省に移管 12月 「統計改革の基本方針」(経済財政諮問会議)
平成 29 年	4月 統計研修所、統計研究研修所に改称	5月 統計改革推進会議「最終とりまとめ」
平成 30 年	3月 公的統計の整備に関する基本的な計画(第Ⅲ期)(閣議決定) 4月 統計データ利活用センター(和歌山市内)を開設 6月 統計法の一部を改正する法律公布	統計データ利活用センター  【画像】：総務省統計局HP
	【一口メモ】 ・統計法の改正により統計データの利活用促進、統計委員会の機能強化などが図られる	10月 統計図書館ミニトピックス創刊
平成 31 年、 令和元年(2019)	令和元年経済センサス-基礎調査開始(甲調査：6月1日から翌年3月31日までの期間で実施、乙調査：6月1日現在で実施) 6月 経済構造実態調査開始(経済センサス-活動調査の実施年を除く毎年6月1日現在で実施) 10月・11月 全国家計構造調査実施	1月 統計業務の不適切事案発覚(毎月勤労統計ほか) 5月 改元 10月 消費税率 10%に
令和 2 年	4月 総務省統計局統計作成支援室設置 6月 公的統計の整備に関する基本的な計画(第Ⅲ期)を改定(閣議決定) 10月 令和2年国勢調査実施	特殊切手「国勢調査100年」 (筆者所蔵)  【青字；新型コロナウイルス関連】 3月 東京オリンピック・パラリンピック延期決定 4月 緊急事態宣言発出※ 11月 統計図書館ミニトピックス作成終了
	【一口メモ】 ・令和2年国勢調査では、地域の実情に応じて、世帯と調査員が対面しない「非接触」の調査方法を導入	
令和 3 年	6月 令和3年経済センサス-活動調査実施	1月 統計図書館コラム創刊 1月 一部の都府県に緊急事態宣言発出※※ 4月～ 一部の都道府県に緊急事態宣言発出※※※ 7月～ 東京オリンピック・パラリンピック開催
	※埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県(4/7-5/25)、大阪府・兵庫県(4/7-5/21)、福岡県(4/7-5/14)、北海道(4/16-5/25)、京都府(4/16-5/21)、他の県(4/16-5/14) ※※東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県(1/8-3/21)、栃木県(1/14-2/7)、岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県(1/14-2/28) ※※※東京都(4/25-6/20, 7/12-9/30)、大阪府(4/25-6/20, 8/2-9/30)、京都府・兵庫県(4/25-6/20, 8/20-9/30)、愛知県(5/12-6/20, 8/27-9/30)、福岡県(5/12-6/20, 8/20-9/30)、北海道・広島県(5/16-6/20, 8/27-9/30)、岡山県(5/16-6/20, 8/27-9/12)、沖縄県(5/23-9/30)、埼玉県・千葉県・神奈川県(8/2-9/30)、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県(8/20-9/30)、宮城県(8/27-9/12)、岐阜県、三重県、滋賀県(8/27-9/30) 9/13現在	